

記 者 配 布(発表)資 料

発信年月日:令和3年8月20日

| 所属部課 | 課長 | 担当職氏名 | | TEL 0837-23-1137 |
|----------------|---------------------------------|---------------|--|--|
| 経済観光部 観光政策課 | 宮本 啓治 | 主任主事 末廣 菜摘 | | FAX 0837-22-6487 E-Mail: kanko.s@city.nagato.lg.jp |
| 件名 | 長門市ワーケーション受入環境整備事業費補助金 2次募集について | | | |

長門市では、観光地で休暇を楽しみながらテレワークを活用して仕事をする新たな働き方である「ワーケーション」に対応できる環境を整備し、新たな観光需要の創出と交流人口の拡大を図るため、市内の事業者が実施する事業に対して補助をする長門市ワーケーション受入環境整備事業費補助金の2次募集をいたします。

記

- 1 対 象 者 市内で宿泊施設、コワーキングスペースまたはシェアオフィス、 アウトドア施設を運営している人
- 2 補 助 額 対象経費の1/2以内、上限50万円
- 3 補助対象経費 工事請負費、備品購入費、原材料費、委託料、謝金、旅費、 その他ワーケーション受入環境整備に必要と認められる経費
- 4 対象事業の例 (ハード整備)
 - 通信環境整備
 - ・ワーケーションに適した机・椅子等の備品の購入
 - ・電源・照明等のワークスペースの整備
 - ・電話等ができるプライベートスペースの整備 (ソフト整備)
 - ・ワーケーション向け食事メニューの開発経費
 - ・ヘルスケアやチームビルディング、新しいシナジー効果を生むなど ワーケーションに効果的なプランの造成経費 など
- 5 募集期間 令和3年8月23日(月)~9月10日(金)

ワーケーション受入環境整備事業費補助金

長門市では、観光地で休暇を楽しみながらテレワークを活用して仕事をする新たな働き方である「ワーケーション」に対応できる環境整備に要する経費の一部を補助金として交付いたします。

●補助対象者

- (1) 市内で宿泊施設、コワーキングスペースまたはシェアオフィス、 アウトドア関連施設を運営されている方
- (2) 市税を完納している方(募集締切日時点)
- (3) 長門市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条第1号 に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または 同条第3号に規定する暴力団員等でない者
 - ●補助額及び補助率

対象経費の1/2以内、上限 50万円

●補助対象経費

工事請負費、備品購入費、原材料費、委託料、謝金、旅費、その他ワーケーション受入環境整備に必要と認められる経費

補助対象事業の例

(ハード整備)

- ・通信環境整備
- ・ワーケーションに適した机・椅子などの備品の購入
- ・電源・照明等のワークスペースの整備
- ・電話等ができるプライベートスペースの整備 など (ソフト整備)
 - ・ワーケーション向け食事メニューの開発経費
 - ・ヘルスケアやチームビルディング、新しいシナジー効果を生むなど、ワーケーションに 効果的なプラン造成経費 など



募集締切:令和3年9月10日(金) 午後5時必着

※郵送の場合は9月10日(金)必着

受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)提出 先:〒759-4192 長門市東深川1339番地2

長門市役所 経済観光部 観光政策課(本庁2階15番)

TEL: 0 8 3 7 - 2 3 - 1 1 3 7 mail: kanko.s@city.nagato.lg.jp

提出方法:メール、郵送、持参





